

## = 家族の多様性と女性の活躍について =

### 「男女共同参画社会基本法」の成立及び「男女共同参画基本計画」の策定

#### 1999年6月 「男女共同参画社会基本法」制定

…政府は、同法第13条に基づき、5年ごとに男女共同参画基本計画を策定。現行の計画は第4次男女共同参画基本計画であり、第5次は2020年12月に策定予定。

#### ★第4次男女共同参画基本計画－「第1部 基本的な方針」より

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。

…2015年8月に「女性活躍推進法」が制定されるほか、子育て支援も具体化。

⇔ **家族の多様化への対応ははまだ具体化せず。**



### 法律婚中心の家族制度が家族の多様化を阻害している？

日本の税制や社会保障制度は家族単位であり、特に税制では「法律婚」にのみ恩恵を付与している。

**=「法律婚」を選択しなければ、税・相続で不利益に。**

→「法律婚」をするために、自分の望むライフスタイルとは異なる選択をする人も…

#### 日弁連の取組課題①：選択的夫婦別氏制度の導入

- 2018年 6月13日 再婚禁止期間の廃止及び選択的夫婦別氏制度の導入を求める会長声明
- 2015年12月18日 夫婦同氏の強制及び再婚禁止期間についての最高裁判所大法廷判決を受けて民法における差別的規定の改正を求める会長声明
- 2015年 3月18日 夫婦同姓の強制及び再婚禁止期間等民法の差別的規定の早期改正を求める会長声明

- 2015年12月16日、最高裁判所大法廷は、夫婦同氏の強制を定める民法第750条は、憲法第13条、同第14条、同第24条のいずれにも違反するものではないと判断。
- 2019年10月2日、東京地裁は、選択的夫婦同氏は違憲だとする訴訟において、上記最高裁判決を踏襲しつつ、氏の選択が個人の人格の象徴であることや、その選択の変更がアイデンティティの喪失感や不利益につながることを、妻となる女性が不利益を受ける場合が多いことを指摘。
- 国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して、上記最高裁判決の是正を再三にわたって勧告。
- 朝日新聞、毎日新聞の世論調査では、別氏を認める意見が過半数を占める。

#### 日弁連の取組課題②：同性婚を認める法改正の実現

2019年 7月18日 同性の当事者による婚姻に関する意見書

- 2015年7月7日、同性愛者・両性愛者等455名が日弁連に対して人権救済申立てを行った。
- 国連人権委員会、自由権規約委員会、社会権規約委員会は、日本政府に対して、性的少数者に対する差別をなくすよう勧告。
- フランスやスウェーデン等、事実婚にも法律婚と同様の保護を与えている国々では、出生率が回復している傾向にある。